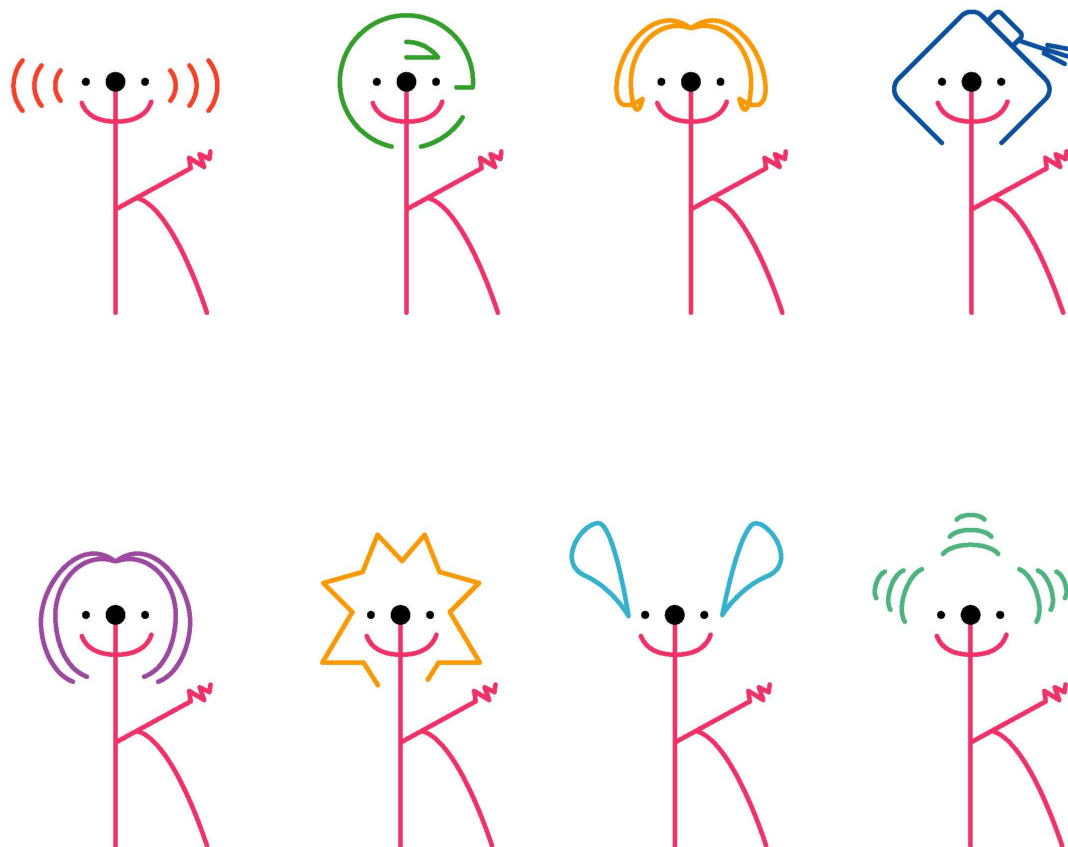


香川大学職員の 介護支援制度



介護支援制度は「要介護状態にある家族を介護する職員」を対象とした制度です。

「要介護状態にある家族」とは

「要介護状態にある家族」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある次の方です。

- ① 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 配偶者の父母
- ⑤ 祖父母、兄弟姉妹又は孫

「要介護状態」に関する判断基準

「要介護状態」とは、次のいずれかに該当する常時介護を必要とする状態が2週間以上続く場合です。

- ① 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
- ② 状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目 \ 状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる（注3）	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取（注4）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある（注5）
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の服用	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（注6）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注7）	ほとんどできない

（注1）各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

（注2）各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

（注3）「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

（注4）「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

- (注5) ⑨3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。

香川大学職員の介護支援制度（手続一覧）

各制度の頁をお読みのうえ、手続きを行ってください。

制度	頁	請求（申出）期間		提出書類
1 介護休業	5 7	申出	事前に	①介護休業申出書（様式6-2） ②要介護状態証明書（様式17）又は 介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
		撤回	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届（様式8）
		終了	申出に係る家族を介護しないこととなった日	介護休業等終了届（様式9）
			申出者について、産前・産後休暇、育児休業又は新たな介護休業が始まる とき、当該休暇等の申出期限までに	当該休暇等申出時の提出書類
延長	終了予定日の前日まで	介護休業期間変更申出書（様式7）		
2 介護短時間勤務	8	申出	開始予定日の2週間前まで	①介護短時間勤務申出書（様式11） ②要介護状態証明書（様式17）又は 介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
		変更	①開始予定日前に申出期間を変更したいとき ・開始予定日の繰り上げ 繰り上げ後の開始予定日の前日まで ・開始予定日の繰り下げ 当初の開始予定日の前日まで ・終了予定日の変更 開始予定日の前日まで ②短縮時間帯・曜日を変更したいとき、事前に	介護申出（請求）内容変更届（様式10）
			撤回	開始予定日の前日まで
		終了	申出に係る家族を介護しないこととなった場合、すみやかに 利用を中止したいとき、事前に	介護休業等終了届（様式9）
介護のための 3 所定外勤務の免除	9 10	請求	開始予定日の1か月前まで （早出遅出勤務は「事前に」）	①介護所定外勤務免除請求書（様式18） 介護時間外勤務制限請求書（様式12） 介護深夜勤務制限請求書（様式13） 介護早出遅出勤務請求書（様式14） ②要介護状態証明書（様式17）又は 介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合） ③請求要件証明書類（深夜勤務制限のみ）
4 時間外勤務の制限	11 12			
5 深夜勤務の制限	13 14			
6 早出遅出勤務	15 16			
		変更	①開始予定日前に請求期間を変更したいとき ・開始予定日の繰り上げ 繰り上げ後の開始予定日の前日まで ・開始予定日の繰り下げ 当初の開始予定日の前日まで ・終了予定日の変更 開始予定日の前日まで ②曜日を変更したいとき、事前に（深夜勤務） ③始業及び終業時刻・曜日を変更したいとき、事前に（早出遅出勤務）	介護申出（請求）内容変更届（様式10）
		撤回	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届（様式8）

		終了	請求に係る家族を介護しないこととなったとき、すみやかに	介護休業等終了届（様式9）
			請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる時、当該休暇等の申出期限までに	当該休暇等申出時の提出書類
			利用を中止したいとき、事前に	介護休業等終了届（様式9）
7 <u>介護休暇</u>	17	事前に		当該休暇等申出時の提出書類 ※左記頁参照

◆◆ 介護休業

常勤職員：無給
非常勤職員：無給

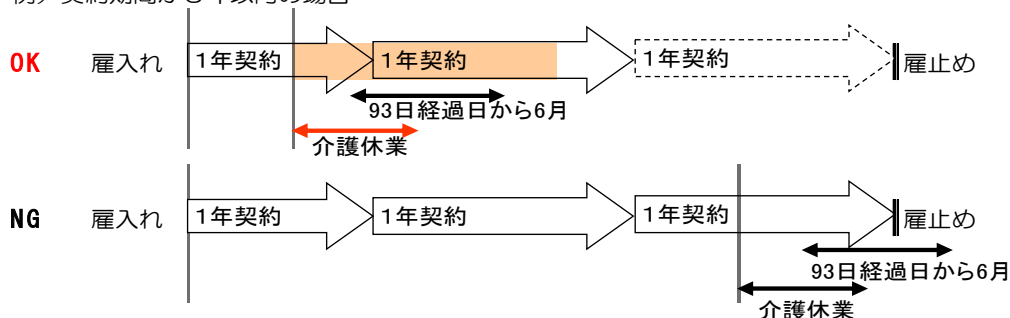
要介護状態にある家族を介護する職員が申し出た場合は、介護休業をすることができます。

■ 介護休業をすることができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

ただし、任期を付されている非常勤職員及び任期付職員（任期付就業規則に規定する任期付教員、任期付テニユアトラック教員、任期付病院医師及び任期付看護職員を除く）は、申し出時点において、雇止めの日が、介護休業開始予定日から93日経過日から6月を経過する日後である場合に限り介護休業をすることができます。

例) 契約期間が3年以内の場合



■ 利用できる期間

介護を必要とする者1人につき一の要介護状態ごとに(要介護状態に至るごとに)3回まで、通算して186日(休日含む)の範囲内で、介護申出者が申し出た期間

例) H29.5.1 を介護休業開始予定日とし、要介護状態から回復せず、一の要介護状態が引き続いている時に、3回取得する場合

[1回目] 介護休業取得期間：H29.5.1～H29.7.31 (92日)

[2回目] 介護休業取得期間：H29.12.1～H30.1.31 (62日)

[3回目] 介護休業取得期間：H30.3.1～H30.4.1 (32日)

※それぞれの取得期間ごとに申出が必要です。

注目!

◆介護を必要とする対象家族の一の要介護状態による介護休業を取得(3回まで186日の範囲内)した後、当該対象家族の新たな一の要介護状態による介護休業ができるのは、前回の一の要介護状態から回復した家族が、再び要介護状態に至った場合です。

◆「一の要介護状態」とは、要介護状態となった原因ではなく、要介護状態が引き続いているか否かで判断します。

例えば、身体上の負傷を理由として要介護状態になり、その後、要介護状態から復帰せず、認知症を発症し、認知症を主たる理由とした要介護状態となった場合、すでに身体上の負傷は治癒していても、要介護状態から復帰していないので、「一の要介護状態」と判断されます。

■ 申出単位

1日

■ 手続き

申出事由	申出期限	提出書類
(1)申し出るとき	事前に	①介護休業申出書 ②要介護状態証明書又は 介護保険被保険者証の写し(要介護 2以上の場合)
(2)申出を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
(3)開始予定日の前日までに申出にかかる家族を介護しないこととなった場合	すみやかに	介護休業等終了届
(4)休業中に申出に係る家族を介護しないこととなった場合	原則として当該事由が生じた日	介護休業等終了届
(5)申出者について、休業中に産前・産後休暇、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
(6)延長したいとき	終了予定日の前日まで	介護休業期間変更申出書

(提出先) 申出者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

(1) 申し出るとき

対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに3回まで

(2) 申出を撤回したいとき

介護休業開始予定日の前日までは、撤回の申出ができます。

なお、1回目の介護休業の撤回をした者が、当該介護休業について2回目の申出後、再度撤回した場合においては、特段の事情があると学長が認めた場合に限り、当該介護休業を再度申し出ることができます。

(3) 開始予定日の前日までに申出に係る家族を介護しないこととなった場合

介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により介護休業申出者が対象家族を介護しないこととなった場合(注2)は、当該申出はされなかったものとみなします。この場合において、介護休業申出者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(4) 休業中に申出に係る家族を介護しないこととなった場合

介護休業中に、家族の死亡等当該申出に係る家族を介護しないこととなった場合(注2)は、当該事由が生じた日に介護休業は終了となります。この場合において、介護休業申出者は、学長に対して、原則として当該事由が生じた日にその旨を通知しなければなりません。

(注2) 対象家族を介護しないこととなった場合

- ① 対象家族の死亡
- ② 離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅
- ③ 職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったこと

(5) 申出者について、休業中に産前・産後休暇、育児休業又は新たな介護休業が始まる場合

介護休業申出者について、産前・産後休暇、育児休業又は新たな介護休業が始まる場合は、その前日に介護休業は終了となります。この場合において、介護休業申出者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

(6) 延長したいとき（介護休業終了予定日の繰り下げ変更）

介護休業の期間は、1回の介護休業につき1回のみ延長することができます。当初の介護休業終了予定日の前日までに申し出てください。終了予定日の「繰り上げ」はできません。

■ その他

支給要件を満たせば、雇用保険等から介護休業給付金として、支給対象となる一人の家族につき、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の67%が、通算して93日間まで支給されます。ただし、同一の家族に対しての休業が複数回の場合、支給日数は通算して93日までとなります。

休業期間中は本学からの給与の支給はありません（無給）。

職員就業規則第61条

非常勤就業規則第32条

育児・介護休業等規則第8条～第13条

育児介護休業法第11条～第16条

育児介護休業法施行規則第23条～第31条

◆2◆ 介護短時間勤務

短縮した時間については無給

要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより1日の勤務時間を、1日を通じて4時間の範囲内で短縮することができます。

■ 申し出ることができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

■ 利用できる期間

要介護状態ごとに連続する3年の範囲内の期間

例1) H29.6.1 を介護短時間勤務開始予定日とした場合
 介護短時間勤務利用可能期間：H29.6.1～R2.5.31
 例2) 例1の場合で、2回利用する場合
 介護短時間勤務利用期間（1回目）：H29.6.1～H30.12.31
 // （2回目）：R1.6.1～R2.5.31
 ※それぞれの取得期間ごとに申出が必要です。

■ 短縮・申出の単位

- ・1時間単位で1日を通じて4時間の範囲内
 （ただし、短縮後の勤務時間が0となるような短縮はできません。）
- ・1回につき1日以上（2回まで）

■ 手続き

申出事由	申出期限	提出書類
申し出るとき	開始予定日の2週間前まで	①介護短時間勤務申出書 ②要介護状態証明書又は介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
①開始予定日前に申出期間を変更したいとき ②短縮時間帯・曜日を変更したいとき	「手続一覧」（2頁）参照	介護申出（請求）内容変更届
申出を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
申出に係る家族を介護しないこととなった場合	すみやかに	介護休業等終了届
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	介護休業等終了届

（提出先）申出者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

職員就業規則第46条
 非常勤就業規則第25条
 育児・介護休業等規則第17条
 育児介護休業法第23条第3項

◆3◆ 介護のための所定外勤務の免除

要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定外勤務をさせることはありません。

■ 請求することができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

■ 請求単位

- ・1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）
- ・11頁の時間外勤務制限期間と重複した期間の請求はできません。

■ 手続き

請求事由	請求期限	提出書類
請求するとき	開始予定日の1か月前まで	①介護所定外勤務免除請求書 ②要介護状態証明書又は介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
開始予定日前に請求期間を変更したいとき	「手続一覧」（2頁）参照	介護申出（請求）内容変更届
請求を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
請求に係る家族を介護しないこととなった場合（注1）	すみやかに	介護休業等終了届
請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合（注2）	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	介護休業等終了届

（提出先）請求者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

（注1）請求に係る家族を介護しないこととなった場合

- （1）所定外勤務免除開始予定日の前日までに当該請求に係る家族の死亡等により請求者が対象家族を介護しないこととなった場合（注3）

当該請求はされなかったものとみなします。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- （2）所定外勤務免除期間中に次のいずれかの事由が生じた場合

所定外勤務免除期間は当該事由が生じた日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- ① 家族の死亡等請求に係る家族を介護しないこととなった場合（注3）
- ② その他、請求要件を満たさなくなった場合

（注3）対象家族を介護しないこととなった場合

- ① 対象家族の死亡
- ② 離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅
- ③ 職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったこと

(注2) 請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合

請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合は、時間外勤務制限期間はその前日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

育児・介護休業等規則第13条の2

育児介護休業法第16条の8・第16条の9・第16条の10

◆4◆ 介護のための時間外勤務の制限

要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせることはありません。

■ 請求することができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

ただし、次の(1)(2)のいずれかに該当する職員は介護のための時間外勤務の制限を請求することができません。

- (1) 採用後1年を経過しない職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

■ 請求単位

1回につき1か月以上1年以内の期間（回数制限なし）

■ 手続き

請求事由	請求期限	提出書類
請求するとき	開始予定日の1か月前まで	①介護時間外勤務制限請求書 ②要介護状態証明書又は介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
開始予定日前に請求期間を変更したいとき	「手続一覧」（2頁）参照	介護申出（請求）内容変更届
請求を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
請求に係る家族を介護しないこととなった場合（注1）	すみやかに	介護休業等終了届
請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合（注2）	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	介護休業等終了届

（提出先）請求者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

（注1）請求に係る家族を介護しないこととなった場合

- (1) 時間外勤務制限開始予定日の前日までに当該請求に係る家族の死亡等により請求者が対象家族を介護しないこととなった場合^{（注3）}
当該請求はされなかったものとみなします。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- (2) 時間外勤務制限期間中に次のいずれかの事由が生じた場合

時間外勤務制限期間は当該事由が生じた日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- ① 家族の死亡等請求に係る家族を介護しないこととなった場合^{（注3）}
- ② その他、請求要件を満たさなくなった場合

（注3）対象家族を介護しないこととなった場合

- ① 対象家族の死亡
- ② 離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅
- ③ 職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったこと

(注2) 請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合

請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合は、時間外勤務制限期間はその前日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

(例) 制限請求期間が R1. 7. 10~R2. 3. 31 の場合

まず、①R1.7.10~R2.3.31 の期間全体について 150 時間を超える時間外勤務の制限がかかり、②当該期間内の1か月(10日から翌月9日までの1か月)ごとに区分した期間ごとに 24 時間を超える時間外勤務の制限がかかります。最後の区切りの期間である R1.3.10~R2.3.31 までの期間については、1か月に満たない期間ですが、当該期間について 24 時間を超える時間外勤務の制限がかかります。

育児・介護休業等規則第 14 条

育児介護休業法第 17 条・第 18 条・第 18 条の 2

◆5◆ 介護のための深夜勤務の制限

要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜時間帯（午後10時から午前5時まで）に勤務させることはありません。

■ 請求することができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する職員は介護のための深夜勤務の制限を請求することができません。

- (1) 採用後1年を経過しない職員
- (2) 次のいずれにも該当する16歳以上の同居の家族がいる職員
 - イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む）であること。
 - ロ 心身の状況が請求に係る家族の介護をすることができる者であること。
 - ハ 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。
 - ニ 請求に係る家族と同居している者であること。
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- (4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員
 （注：交替制勤務の場合や、所定労働時間の一部に午後10時から午前5時までの間以外の時間帯が含まれている場合は、「全部が深夜にある」には該当しません。）

■ 請求単位

1回につき1か月以上6か月以内の期間（回数制限なし）

■ 手続き

請求事由	請求期限	提出書類
請求するとき	開始予定日の1か月前まで	①介護深夜勤務制限請求書 ②要介護状態証明書又は介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合） ③請求要件証明書類（注1）
①開始予定日前に請求期間を変更したいとき ②曜日を変更したいとき	「手続一覧」（2頁）参照	介護申出（請求）内容変更届
請求を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
請求に係る家族を介護しないこととなった場合（注2）	すみやかに	介護休業等終了届
請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合（注3）	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	介護休業等終了届

（提出先）請求者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

(注1) 請求要件証明書類

前頁で記載した「請求できない職員」の要件のうち、(2)の項目のいずれかに該当しないことを証明する書類を添付してください(1)、(3)及び(4)についての証明は必要ありません。)

添付書類の例

イ 16歳以上の同居の家族が深夜において就業している事実	・ 勤務時間帯が分かる書類(労働条件通知書など)
ロ 16歳以上の同居の家族が対象家族を介護することが困難な状態の事実	・ 身体障害者手帳(身障者福祉法15条)の写し ・ 1か月間を超えて入院又は安静を必要とする旨の医師の診断書
ハ 16歳以上の同居の家族が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過していない事実	・ 医師が交付する当該事実についての診断書 ・ 官公署が発行する出生届受理証明書(母子手帳の写しなど)
ニ 対象家族の16歳以上の同居の家族がいない事実	・ 住民票記載事実の証明書

その他、上記の証明書等に代わってそれぞれの事実が証明できる他の書類(当該職員の同僚等第三者の申立書等)の提出も可。

(注2) 請求に係る家族を介護しないこととなった場合

(1) 深夜勤務制限開始予定日の前日までに当該請求に係る家族の死亡等により請求者が対象家族を介護しないこととなった場合(注4)

当該請求はされなかったものとみなします。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(2) 深夜勤務制限期間中に次のいずれかの事由が生じた場合

深夜勤務制限期間は当該事由が生じた日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- ① 家族の死亡等請求に係る家族を介護しないこととなった場合(注4)
- ② その他、請求要件を満たさなくなった場合

(注4) 対象家族を介護しないこととなった場合

- ① 対象家族の死亡
- ② 離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅
- ③ 職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったこと

(注3) 請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合

請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合は、深夜勤務制限期間はその前日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

深夜勤務の制限を受ける職員に対し、学長は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがあります。

育児・介護休業等規則第15条
育児介護休業法第19条・第20条・第20条の2

◆6◆ 介護のための早出遅出勤務

要介護状態にある家族を介護する職員が、当該家族を介護するために請求した場合は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さを変えずに始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができます。

■ 請求することができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

ただし、パートタイム職員は介護のための早出遅出勤務を請求することができません。

■ 請求単位

1日

早出遅出勤務に係る「始業の時刻」 午前7時以降
「終業の時刻」 午後10時以前

■ 手続き

請求事由	請求期限	提出書類
請求するとき	事前に	①介護早出遅出勤務請求書 ②要介護状態証明書又は介護保険被保険者証の写し（要介護2以上の場合）
①開始予定日前に請求期間を変更したいとき ②始業及び終業時刻・曜日を変更したいとき	「手続一覧」（2頁）参照	介護申出（請求）内容変更届
請求を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	介護休業等撤回届
請求に係る家族を介護しないこととなった場合（注1）	すみやかに	介護休業等終了届
請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合（注2）	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	介護休業等終了届

提出先）請求者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

（注1）請求に係る家族を介護しないこととなった場合

(1) 早出遅出勤務開始予定日の前日までに当該請求に係る家族の死亡等により請求者が対象家族を介護しないこととなった場合^{（注3）}

当該請求はされなかったものとみなします。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

(2) 早出遅出勤務制限期間中に次のいずれかの事由が生じた場合

早出遅出勤務制限期間は当該事由が生じた日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- ① 家族の死亡等請求に係る家族を介護しないこととなった場合^{（注3）}
- ② その他、請求要件を満たさなくなった場合

（注3）対象家族を介護しないこととなった場合

- ① 対象家族の死亡
- ② 離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅
- ③ 職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったこと

(注2) 請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合

請求者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業が始まる場合は、早出遅出勤務制限期間はその前日に終了となります。この場合において、請求者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

◆7◆ 介護休暇

常勤職員：有給

非常勤職員：有給

要介護状態にある家族を介護する職員が申し出た場合は、一の年度において5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、当該家族を介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の当該家族に必要な世話をを行うための休暇を取得することができます。

■ 申し出ることができる職員

要介護状態にある家族を介護する職員（1頁参照）

■ 申出単位

1日/1時間/1分（裁量労働制適用者は1日単位のみ）

※一の年度において5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合、10日）の範囲内

介護休暇の付与日数は、申出時点の要介護状態にある家族の人数で判断します。

例えば、要介護状態にある家族が年度の途中で増え、2人となった場合は、年度の途中であっても、その年度におけるそれまでの付与日数と合計して年10日までの休暇を取得することができます。

また、要介護状態にある家族が途中で亡くなった場合などの理由により当該家族が1人となった場合は、付与日数が減少します。

なお、付与日数が減少する場合に、同一の年度において既に取得した介護休暇の日数が付与日数を上回る場合であっても、既に取得した当該休暇は有効であり、当該上回る日数について、遡及して不就業と取り扱うことはありません。

要介護状態にある家族が2人以上の場合に、同一の当該家族の介護のために年10日の介護休暇を利用することもできます。

■ 手続き

（提出書類）休暇簿

※ 残日数欄には付与（限度）日数から当該取得日時数を差し引いた日時数を記入

※ 備考欄（休暇の理由欄）には「介護休暇」及び休暇の対象となる家族の続柄を記入

（提出先）申出者→所属長→各部局担当事務

注！ 介護休暇の対象となる世話は、

- 対象家族の介護
- 対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの適用を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話であり、対象家族を直接介護するものに限られず、対象家族のために行う家事や買い物などについても、対象家族の世話と認められるものであれば含まれます。

職員就業規則第59条第1項第11号（特別休暇）
非常勤就業規則第31条第1項第9号（有給休暇）
育児介護休業法第16条の5～第16条の7

香川大学職員の介護支援制度

平成21年 4月 1日 初 版
平成22年 4月 1日 第2版
平成23年 4月 1日 第3版
平成25年 4月 1日 第4版
平成29年 1月 1日 第5版
令和 2年 4月 1日 第6版
令和 3年 4月 1日 第7版
令和 4年 4月 1日 第8版
発 行：企画総務部人事企画課
